

安平町
下水道事業 業務継続計画
＜本庁編＞

制定 平成29年 3 月 3 1 日
最新改定 令和 8 年 4 月 1 日

下水道事業・地震津波時業務継続計画の新規策定・改定 記録一覧

版数	策定・改定年月日	制定・改定の内容	承認者	担当部署
初版	平成 2 9 年 4 月 1 日	新規策定	水道課 課長	水道課下水道グループ (業務継続担当)
	令和 3 年 2 月 1 日	第 1 回改定	水道課 課長	水道課下水道グループ (業務継続担当)
	令和 4 年 4 月 1 日	第 2 回改定	水道課 課長	水道課下水道グループ (業務継続担当)
	令和 5 年 4 月 1 日	第 3 回改定	水道課 課長	水道課下水道グループ (業務継続担当)
	令和 6 年 4 月 1 日	第 4 回改定	水道課 課長	水道課下水道グループ (業務継続担当)
	令和 7 年 4 月 1 日	第 5 回改定	下水道担当課長	水道課下水道グループ (業務継続担当)
	令和 8 年 4 月 1 日	第 6 回改定	下水道担当課長	水道課下水道グループ (業務継続担当)

目 次

1	下水道BCPの趣旨と基本方針	1	5.2.1	下水道BCPの定期的な点検項目	28
1.1	下水道BCPの策定趣旨	1	5.2.2	下水道BCP責任者による総括的な点検項目	29
1.2	基本方針	1		＜実施時期：毎年10月頃＞	29
1.3	下水道BCPの対象とする業務の範囲	1	5.2.3	職員及び重要関係先への定期的周知	29
1.4	下水道BCPの策定体制と運用体制	2	6	計画策定の根拠とした調査・分析・検討	30
2	非常時対応の基礎的事項の整理	3	6.1	地震規模等の設定と被害想定	30
2.1	災害発生時の業務継続戦略 総括表	3	6.1.1	地震規模の設定	30
2.2	対応拠点と非常参集	4	6.1.2	津波規模の設定	30
2.3	対応体制・指揮命令系統図	6	6.1.3	下水道施設等の耐震化及び耐津波状況	31
2.4	代替対応拠点の概要と参集者	7	6.1.4	重要情報の保管及びバックアップの現状	34
2.4.1	代替対応拠点の使用の合意文書	8	6.1.5	被害想定	35
2.5	避難誘導・安否確認	9	6.2	優先実施業務の選定と対応の目標時間の決定	36
2.5.1	避難誘導方法	9	6.2.1	優先実施業務の候補の影響度整理表	36
2.5.2	安否確認方法	10	6.2.2	優先実施業務を実施・継続する方法の検討整理表	40
2.5.3	職員リスト	11	6.3	優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討整理表	42
2.6	被害状況の把握（チェックリスト）	12	巻末資料1	処理場における非常時対応計画	43
2.7	災害発生直後の連絡先リスト	13			
2.7.1	国、道、関連行政部局等	13			
2.7.2	民間企業等	14			
2.8	保有資源、調達先、代替調達先	15			
2.9	備蓄、救出用機材	16			
2.9.1	食料等の備蓄	16			
2.9.2	閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況	16			
3	非常時対応計画	17			
3.1	勤務時間内に想定地震が発生した場合	17			
3.2	夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合	20			
4	事前対策計画	24			
4.1	実施時期の予定一覧	24			
4.2	実施時期の未定一覧	26			
5	訓練・維持改善計画	27			
5.1	訓練計画	27			
5.2	維持改善計画	28			

1 下水道ＢＣＰの趣旨と基本方針

1.1 下水道ＢＣＰの策定趣旨

- ・「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。
- ・「下水道事業の業務継続計画」（以下「下水道ＢＣＰ」）というは、下水道施設が町民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道ＢＣＰ」を策定する。

1.2 基本方針

(1) 町民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、町民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

(2) 下水道事業の責務遂行

町民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

(3) 対象事象

大規模地震及び津波を対象リスクとして策定する。

1.3 下水道ＢＣＰの対象とする業務の範囲

安平町水道課が所管する下水道事業の全業務を対象とする。

1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。（災害時の体制は2.2.3 参照）

（１）下水道部局

区 分	部署・氏名	役 割
最高責任者	下水道担当課長	・ 下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定 ・ 町長への報告 ・ 関連行政部局や民間企業等との調整の統括
実務責任者	下水道グループ	・ 下水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・ 平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
下水道事業担当者	下水道グループ	・ 実務責任者の補佐
	下水道グループ	・ 実務責任者の補佐
	業務グループ	・ 訓練の企画及び実施
	業務グループ	・ 連絡先リスト等の定期点検

（２）関連行政部局及び民間企業等（※）

区 分	部署・氏名	役 割
総 務 課	庁舎管理実務責任者：総務課 総務担当課長	・ 関係行政機関、公共及び諸団体との連絡調整。報道機関に対する災害情報の公表及び記録。 ・ 住民からの通報及び要望等
建 設 課	道路管理実務責任者：建設課 土木公園担当課長	・ 土木施設の被害調査及び応急対策。 ・ 交通途絶箇所等の迂回路線の確保及び公示。
水 道 課	水道管理実務責任者：水道課 水道担当課長	・ 水道施設の被害状況調査及び応急対策。 ・ 応急給水所の設置及び広報。診療水の確保。 ・ 配水池等の保全
水 ing AM 株式会社	早来・追分浄化センター：業務責任者	・ 早来、追分 浄化センター運転操作業務の委託先 ・ 協力人員や、提供可能な資機材リストの提出等
早来清掃(有)	安平浄化センター：業務責任者	・ 安平浄化センターの運転操作業務の委託先

2 非常時対応の基礎的事項の整理

2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表

事 項	説 明		
対象災害と発動基準	震度 5 弱以上の地震が安平町内で観測された場合には自動的に対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する。		
対応体制	・下水道対策本部を設置。本部長は下水道担当課長、副本部長は下水道グループ 課長補佐とする。 ・班編成： 調査班、情報班を置く。緊急参集メンバーは、全部で 6 名。 （発動基準未滿で震度 4 以上の地震の場合は、緊急参集メンバーを 1 名のみとし、本部長、副本部長、関係部局への状況を報告する。）		
対応拠点	・安平町役場水道課内に下水道対策本部を置く。 ・同課が使用できない場合、追分総合支所（ぬくもりセンター）事務室内に代替対応拠点を置く。		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間（※）
	1. 下水道対策本部の立上げ	災害対応拠点の安全確認等を実施の上、下水道対策本部を立上げる。	勤務時間内の本部立上げは発災直後とする。
	2. 職員等の安否確認	職員等の参集状況、安否確認を行う。	勤務時間内の場合は、本部立上げ直後とする。
	3. 処理場との連絡調整	処理場の参集人員や被害状況の把握。	勤務時間内の場合は 3 時間後までに完了。
	4. 関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	協力体制の確保等。	勤務時間内の場合は 4 時間後までに完了。
	5. 緊急点検	人的被害につながる二次災害の防止に伴う調査を実施。	3 時間後までに完了。
	6. 情報発信（第 1 報）	把握できる範囲で、下水道施設の被害状況、復旧見通し等について第 1 報を町災害対策本部へ報告。	勤務時間内の場合は 5 時間後までに完了。
	7. 支援要請	北海道や協定自治体等へ支援要請を行う。	

2.2 対応拠点と非常参集

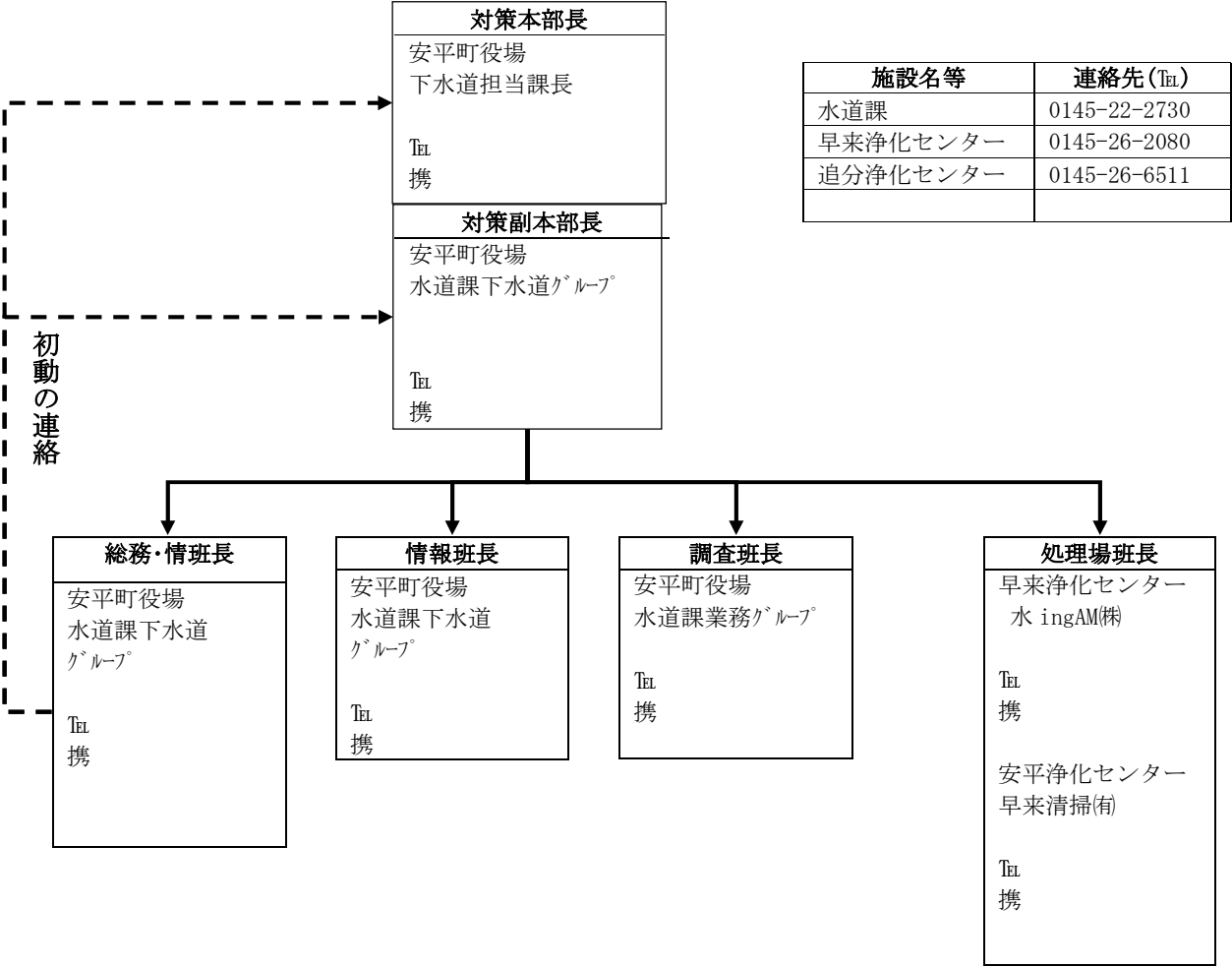
<本庁>

事 項	説 明
1. 拠点名	安平町役場：下水道対策本部
2. 下水道対策本部の要員	対策本部長 ：下水道担当課長 対策副本部長 ：水道課下水道グループ 総務・情報班長：水道課下水道グループ 情報班長 ：水道課下水道グループ 調査班長 ：水道課業務グループ
3. 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段)	安平町役場水道課内 所在地：北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地 電話 0145-22-2730(直通) (停電時は増築庁舎：0145-22-2511(代表)) FAX 0145-22-3006 (同上)：0145-22-2026 電子メール slgesui@town.abira.lg.jp 携帯電話 (非常用専用携帯 貸与未定)
4. 下水道対策本部内及び その近くに備える設備	電話 ：1 回線 F A X ：1 台 パソコン ：4 台 プリンター ：1 台 コピー機 ：1 台 上記設備を稼働できる非常用電源：なし (町内停電状況によっては MP 稼働用発電機を使用する)
5. 参集要領	1) 緊急参集メンバー（職員全員）は、2.1 発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する。 2) 公共交通機関の途絶等により参集に 1 時間以上かかる場合、連絡をして指示を待つ。
6. 各班の担当業務	1) 総務班：職務環境、各班との調整 2) 情報班：情報収集及び住民対策、関連行政部局との連絡及び協議 3) 調査班：調査計画及び調査の実施 4) 調達班：資機材の調達、運搬 5) 復旧班：設計及び積算、措置・応急復旧作業

< 処理場 >

事 項	説 明
1. 拠点名	処理場災害対策室：早来浄化センター
2. 下水道対策本部の要員	処理場班長：水 ingAM(株)安平管理事務所所長
3. 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段)	本部：安平町役場水道課内 所在地：北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地 電 話 0145-22-2730(直通) F A X 0145-22-3006 電子メール slgesui@town.abira.lg.jp 処理場：早来浄化センター事務室 所在地：北海道勇払郡安平町早来栄町 184-2 電話 0145-26-2080 F A X 0145-26-2080 電子メール 携帯電話
4. 下水道対策本部内及び その近くに備える設備	電話 : 1 回線 F A X : 1 台 パソコン : 1 台 プリンター : 1 台 コピー機 : 1 台 ホワイトボード : 1 台 上記設備を稼動できる非常用電源 : 72 時間稼動
5. 参集要領	1) 緊急参集メンバー（職員全員）は、2.1 発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する。 2) 公共交通機関の途絶等により参集に 1 時間以上かかる場合、連絡をして指示を待つ。
6. 各班の担当業務	1) 処理場班：本部との連絡調整・処理場の状況調査・応急復旧作業・資機材の調達、運搬等

2.3 対応体制・指揮命令系統図



2.4 代替対応拠点の概要と参集者

代替対応拠点名		安平町役場追分総合支所（ぬくもりセンター）内
平時	所在地	所在地：北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地
	電話番号、FAX	電 話 0145-22-2730(直通) FAX 0145-22-3006 電子メール slgesui@town.abira.lg.jp
	代替対応拠点の担当者	携帯電話 (個人) - -
発災時	代替対応拠点設置の判断基準	下水道対策本部（安平町役場水道課内）が使用不能または使用上の支障が大きい場合。 （対策本部長又はその代理が判断）
	代替対応拠点への初動参集基準と初動参集者及び役割	○初動参集基準は、対応拠点が使用できないと疑われる以下のような場合。 1）震度 5 弱以上の地震が発生した場合 ○初動参集者は、全 6 名。 下水道担当課長 : 下水道グループ : 下水道グループ : 下水道グループ : 業務グループ : ・初動参集者は、初動参集基準の何れかが満足された場合、代替対応拠点に直接参集する。 ・対応拠点が使用可能とわかったら、本来の対応拠点へ移動する。 ○役割分担は、以下のとおり。 ・下水道担当課長を対策本部長として、副対策本部長(課長補佐)が対策本部を立ち上げる。 ・主幹及び業務グループ 課長補佐は、総務・情報班、情報班、調査班として、情報収集及び住民対策、関連行政部局との連絡及び協議等、並びに調査計画及び調査の実施等を進める。
	電話、FAX、メールアドレス	電 話 0145-25-2411 FAX 0145-25-3203 電子メール bousai@town.abira.lg.jp
	携帯電話番号、携帯アドレス	代替対応拠点への初動参集者の総務担当者（総務担当課長）
	代替対応拠点への移動手段	・勤務時間内の場合：水道課から直接参集する。 ・夜間休日の場合：各自の自宅から庁舎に徒歩により参集する。

2.4.1 代替対応拠点の使用の合意文書

平成 28 年度 安平町業務継続計画（大綱）による【防災会議の了解】

2.5 避難誘導・安否確認

2.5.1 避難誘導方法

建物名等	安平町役場
避難誘導責任者 〃 代理者	安平町役場 下水道担当課長
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合は、来訪者を1階ロビーに誘導する。 屋外避難が必要な場合には、正面玄関及び職員玄関へ誘導し避難する。
職員の避難方法	屋外避難が必要な場合には、正面玄関及び職員玄関より避難する。 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず指定避難先の集合場所に集まる。
避難経路	—
避難先（集合場所）	役場正面駐車場
近隣の公設の避難所	早来町民センター（所在地 早来北進 102 番地 4）

< 処理場 >

建物名等	早来浄化センター
避難誘導責任者 〃 代理者	避難誘導責任者：水 ingAM(株)安平管理事務所長
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合は、来訪者を1階事務室に誘導する。 屋外避難が必要な場合には、正面玄関より避難する。
職員の避難方法	屋外避難が必要な場合には、正面玄関より避難する。 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず指定避難先の集合場所に集まる。
避難経路	—
避難先（集合場所）	建物正面駐車場
近隣の公設の避難所	さつき会館（所在地 早来栄町 109 番地 5）

2.5.2 安否確認方法

安否確認の責任者	責任者：安平町役場 下水道担当課長 代理者：安平町役場
安否確認の担当体制	担当者：水道課 下水道グループ
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する。 連絡手段：電話及び防災無線 作業手順：対応体制による
安否確認の発動条件	震度５弱以上の地震が安平町内で観測された場合。 (自宅及び本人・家族の重大な被害があった場合等、直ちに参集できない場合は可能な限りの手段を用いて下水道対策本部に連絡すること)

<処理場>

(早来・追分浄化センター)

安否確認の責任者	責任者：水 ingAM(株)安平管理事務所長(業務責任者) 代理者：副業務責任者
安否確認の担当体制	担当者：
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する。 連絡手段：携帯電話 作業手順：対応体制による
安否確認の発動条件	震度５弱以上の地震が安平町で観測された場合。

(安平浄化センター)

安否確認の責任者	責任者：早来清掃(有)代表取締役 代理者：業務責任者
安否確認の担当体制	担当者：業務責任者
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する。 連絡手段：携帯電話 作業手順：対応体制による
安否確認の発動条件	震度５弱以上の地震が安平町で観測された場合。

2.5.3 職員リスト

<個人情報につき、取扱注意>

氏名	所属	下水道BCP における役割	保有資格	居住地		参集 可能時期	連絡先		
				住所	災害時 参集手段			電話	メール
	水道課	実務責任者					携帯		slgesui@town.abira.lg.jp
	水道課	下水道事業 担当者					自宅 携帯		slgesui@town.abira.lg.jp
	水道課	下水道事業 担当者					携帯		slgesui@town.abira.lg.jp
	水道課	下水道事業 担当者					携帯		slgesui@town.abira.lg.jp
	水道課	下水道事業 担当者					自宅 携帯		slgesui@town.abira.lg.jp
	水道課	下水道事業 担当者					自宅 携帯		slgesui@town.abira.lg.jp

※追分地区在住職員は安平町追分総合支所（安平町追分中央1番地40）へ参集する。

2.6 被害状況の把握（チェックリスト）

< 月 日 () 時 分時点 >

分類	項目	被害	確認方法
下水道部局 職員安否	死者	**名 氏名	- 勤務時間内は点呼による。 - 夜間休日（勤務時間外）は 2.5.2 安否確認方法による。
	行方不明者	**名 氏名	
	負傷者	**名 氏名	
	参集完了者 参集可能の連絡あり	**名 **名	必要に応じて名簿を作成。
庁舎の被害	主要構造部	あり／なし 概要	- 担当の総務班が、庁舎管理部門に確認する。 - 被害があれば、建物を使用し続けられるか建築構造の有資格者が詳しく確認する。
	その他	概要	
主要設備の 被害	電力	あり／なし 概要	- 担当の総務班が、下水道部局の周辺を確認する。 - 被害があれば、庁舎管理部門に連絡する。
	上水道	あり／なし 概要	
	トイレ・下水	あり／なし 概要	
	ガス	あり／なし 概要	
	空調設備	あり／なし 概要	
	情報・通信設備	あり／なし 概要	
	**設備	あり／なし 概要	

2.7 災害発生直後の連絡先リスト

2.7.1 国、道、関連行政部局等

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
国・道	北海道建設部 まちづくり局 都市環境課 下水道計画係		電話：011-204-5572 FAX：011-232-0612 e-mail：	被害状況の報告(必要に 応じて)	安平町役場 水道課 下水道グループ
			電話：011-204-5572 FAX：011-232-0612 e-mail：	被害状況の報告(必要に 応じて) 被害状況の報告と支援 要請の依頼	安平町役場 水道課 下水道グループ
			電話：011-204-5572 FAX：011-232-0612 e-mail：	同上	安平町役場 水道課 下水道グループ
			電話：011-204-5572 FAX：011-232-0612 e-mail：	同上	安平町役場 水道課 下水道グループ
安平町	災害対策本部	総務担当課長	電話：0145-22-2511	被害状況の報告	
	水道グループ	水道担当課長	電話：0145-22-2511	被害箇所の情報共有	
	土木・公園 グループ		電話：0145-29-7075	マンホールの浮上り等 の情報共有	
その他					

2.7.2 民間企業等

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
民間	安平建設協会		0145-22-2773	調査・被害箇所修繕の依頼	
	安平建設協会		0145-22-2773	処理場被害箇所修繕の依頼	
	愛知時計電機(株)		011-642-9500	台帳の復元依頼	
	北海道富士電機(株)		0144-51-2400	計装類の被害箇所修繕依頼	
	(一財) 北海道電気保安協会		0144-32-2450	自家用電気工作物・可搬型発電機 点検・修繕の依頼及び操作助言	

2.8 保有資源、調達先、代替調達先

(1) 資機材の備蓄品・調達品リスト

名称	規格	保管場所と数量			調達先
		庁舎別館	処理場	ポンプ場	
バリケード	A型	20 枚			建設課
	プラ製 (コーンバー)	20 本			建設課
セーフティーコーン		20 個			建設課
土嚢袋		200 枚			建設課

(2) 調達先のリスト

調達先	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	調達する資機材	当方担当者及び代理者
建設課			バリケードA型、プラ製セフティ ーコーン、土嚢袋 他	総務・情報班長

(3) 発電機 ※マンホールポンプ停電時を除く

調達先	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	調達する資機材	当方担当者及び代理者
早来浄化センター	水 ingAM(株)安平管理事務所長		37kVA 可搬型発電機 10.5kVA 牽引式電源車	副本部長
追分浄化センター	水 ingAM(株)安平管理事務所長		20kVA 可搬型発電機	副本部長

2.9 備蓄、救出用機材

2.9.1 食料等の備蓄

※令和6年度末時点

品 名	個 数	保存期限	保 管 場 所	管理責任者
非常食 3 日セット 9 食×3 日分、水×4.5ℓ	(職員用)34 セット	5 年	早来研修センター	総務担当課長
非常食 3 食セット 3 食/箱	(一般用)270 セット	5 年	〃	〃
非常食 (ライスクッキー)	(一般用)24 食×8 個	5 年	〃	〃
アルファ米 50 食/箱	(一般用)50 食×20 箱	5 年	〃	〃
飲料水 2ℓ/本	(一般用)2ℓ/本×1,350 本	5 年	早来町民センター	〃
飲料水 500ml/本	(一般用)500ml/本×840 本	5 年	〃	〃

2.9.2 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況

※令和6年度末時点

品 名	早来（研修C、庁舎）計	追分（ぬくもりC、水防倉庫）計	管理責任者
麻袋・土のう袋	約 1,700 枚	—	総務課長
かけや	—	5 本	〃
ツルハシ	16 本	10 本	〃
剣先スコップ	77 本	48 本	〃
角スコップ	35 本		〃
発電機(出力不明)	7 台	2 台	〃
ガソリン携行缶(10・20ℓ)	各 4 個	—	〃

3 非常時対応計画

3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置。 ・目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難。 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者を1階ロビーへ誘導。	2 2.5 2.5.1 避難誘導方法
直後	在庁職員の安否確認 ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。	2.5.3 職員リスト
直後	安否連絡（不在職員等） ・外出、休暇等により在庁していない職員は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡。	2.5.2 安否確認方法
～1 時間	災害対応拠点の安全点検 ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。	2.6 被害状況の把握（チェックリスト）
直後	下水道対策本部立上げ ・下水道対策本部の立上げ。	2.2 対応拠点と非常参集
～1 時間	データ類の保護 ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を愛知時計電機㈱に依頼。	2 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～1 時間	不在職員等の要員把握 ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認。	2 2.5 2.5.2 安否確認方法 2 2.5 2.5.3 職員リスト
1 時間	災害対策本部への初動連絡 ・災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告。	2 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3 時間	処理場との連絡調整（発災直後） ・処理場の職員等の安否、施設被害概要を把握。	
～2 時間	降雨予報の確認（以降、随時実施） ・今後の降雨予報を確認。 ▶浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施。	
～4 時間	関連行政部局との連絡調整（1）	2 2.7 災害発生直後の連

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
	・関連部署（水道 Gr、土木・公園 Gr 等）との協力体制の確認。 ・管理施設が近接している関連部署（水道 Gr、土木・公園 Gr 等）との共同点検調査の実施方針を検討。	絡 先リスト
～6 時間	処理場との連絡調整（当日） ・処理場施設の被害状況を確認。	
～2 時間	北海道への被害状況等を連絡 ・北海道建設部まちづくり局都市環境課下水道計画係へ被害状況等を連絡。	2 2.7 災害発生直後の連絡 先リスト
～5 時間	被害状況等の情報収集と情報発信（以降、随時実施） ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。 ・被災状況／復旧見通しに関する情報を町災害対策本部へ伝達。 町災害対策本部から、被害状況等の第 1 報を記者発表。 ・個別住民からの問い合わせ対応（「個別住民への対応」で対応）。	・住民問い合わせに関するマニュアル
3 時間 ～1 日	緊急点検 ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。	2 2.7 災害発生直後の連絡 先リスト ・緊急点検・調査に関するマニュアル
～2 日	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認。	
～1 日	民間企業等との連絡確保 ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2 2.7 災害発生直後の連絡 先リスト
～1 日	支援要請（当日） ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を北海道に連絡。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）を確保。	・支援要請に関するマニュアル
～1 日	関連行政部局との連絡調整（2） ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道 Gr、土木・公園 Gr 等と協議。	2 2.7 災害発生直後の連絡 先リスト
～2 日	処理場との連絡調整（2 日目以降）	

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
	・処理場での調査人員が不足していれば、要員を手配し配置。 ・処理場の被災状況に応じ、仮設トイレからのし尿受入を要請。	
12 時間 ～3 日	緊急調査 ・重要な幹線等の目視調査を実施。	・緊急点検・調査マニュアル
3 時間 ～3 日	汚水溢水の解消 ・汚水溢水箇所の確認。 ・備蓄している仮設ポンプ、仮設配管等により、溢水解消。 ・備蓄資機材又は作業人員が不足している場合には、早来清掃(有)に汚泥吸引車、作業要員等を要請。	2 2.7 災害発生直後の連絡 先リスト ・マンホール蓋開閉に関するマニュアル
～3 日	支援要請（3 日目以降の業務に対する内容） ・要請先の選定、要請内容（人／物）。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）の確保。	・支援要請に関するマニュアル
1 日～	個別住民への対応 ・排水設備の修理業者の紹介。	・住民問い合わせに関するマニュアル（町指定排水設備業者リスト）
	▶ 【浸水対応】：町災害対策本部と連携した水防活動の実施 今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、町災害対策本部と連携し、水防活動を開始。 ・大雨注意報発令から 3 時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、町災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。 ・ 〃 4 時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。 浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知。 必要に応じ、住民へ土のう等を配布。 ・ 〃 4 時間まで：排水ポンプ、土嚢等の手配	・地域防災計画（風水害編）、水害に関する緊急対応マニュアル

3.2 夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全をとりあえず確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡。	2.5.2 安否確認方法
直後	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の部員および代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集。 ・その他職員は、対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ。 ・参集に当っては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める。 ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認。	2.4 代替対応拠点の概要と参集者
～2 時間	災害対応拠点の安全点検 ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。	2.6 被害状況の把握（チェックリスト）
～2 時間	下水道対策本部立上げ ・下水道対策本部の立上げ。	2.2 対応拠点と非常参集
～2 時間	データ類の保護 ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を愛知時計電機㈱に依頼。	2 2.7 災害発生直後の連絡 先リスト
～2 時間	不在職員等の要員把握 ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認。	2 2.5 2.5.2 安否確認方法 2 2.5 2.5.3 職員リスト
～2 時間	災害対策本部への初動連絡 ・災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告。	2 2.7 災害発生直後の連絡 先リスト
～4 時間	処理場との連絡調整（発災直後） ・処理場の職員等の安否、施設被害概要を把握。	
～2 時間	降雨予報の確認（以降、随時実施） ・今後の降雨予報を確認。 ▶浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施。	
～5 時間	関連行政部局との連絡調整（１） ・関連部署（水道 Gr、土木・公園 Gr 等）との協力体制の確認。	2 2.7 災害発生直後の連絡

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
	・管理施設が近接している関連部署（水道 Gr、土木・公園 Gr 等）との共同点検調査の実施方針を検討。	先リスト
～7 時間	処理場との連絡調整（当日） ・処理場施設の被害状況を確認。	
～2 時間	北海道への被害状況等を連絡 ・北海道建設部まちづくり局都市環境課下水道計画係へ被害状況等を連絡。	2 2.7 災害発生直後の連絡 先リスト
～6 時間	被害状況等の情報収集と情報発信（以降、随時実施） ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。 ・被災状況／復旧見通しに関する情報を町災害対策本部へ伝達。 町災害対策本部から、被害状況等の第 1 報を記者発表。 ・個別住民からの問い合わせ対応（「 個別住民への対応 」で対応）。	・住民問い合わせに関するマニュアル
6 時間 ～1 日	緊急点検 ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。	2 2.7 災害発生直後の連絡 先リスト ・緊急点検・調査に関するマニュアル
～2 日	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認。	
～2 日	民間企業等との連絡確保 ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2 2.7 災害発生直後の連絡 先リスト
～1 日	支援要請（当日） ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を北海道に連絡。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）を確保。	・支援要請に関するマニュアル
～2 日	関連行政部局との連絡調整（2） ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道 Gr、土木・公園 Gr 等と協議。	2 2.7 災害発生直後の連絡 先リスト
～2 日	処理場との連絡調整（2 日目以降） ・処理場での調査人員が不足していれば、要員を手配し配置。	

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
	・処理場の被災状況に応じ、仮設トイレからのし尿受入を要請。	
12 時間 ～3 日	緊急調査 ・重要な幹線等の目視調査を実施。	・緊急点検・調査マニュアル
6 時間 ～3 日	汚水溢水の解消 ・汚水溢水箇所の確認。 ・備蓄している仮設ポンプ、仮設配管等により、溢水解消。 ・備蓄資機材又は作業人員が不足している場合には、早来清掃(有)に汚泥吸引車、作業要員等を要請。	2 2.7 災害発生直後の連絡 先リスト ・マンホール蓋開閉に関するマニュアル
～3 日	支援要請（3日目以降の業務に対する内容） ・要請先の選定、要請内容（人／物）。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）の確保。	・支援要請に関するマニュアル
1 日～	個別住民への対応 ・排水設備の修理業者の紹介。	・住民問い合わせに関するマニュアル（町指定排水設備業者リスト）
	▶ 【浸水対応】：町災害対策本部と連携した水防活動の実施 今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、町災害対策本部と連携し、水防活動を開始。 ・大雨注意報発令から 3 時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、町災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。 ・ 〃 4 時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。 浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知。 必要に応じ、住民へ土のう等を配布。 ・ 〃 4 時間まで：排水ポンプ、土嚢等の手配	・地域防災計画（風水害編）、水害に関する緊急対応マニュアル

4 事前対策計画

4.1 実施時期の予定一覧

大項目	細目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
代替拠点	代替対応拠点の確保	本庁舎耐震化済み					水道課 下水道 Gr
食料等	飲料水、非常食等の備蓄	水道課職員 11 人分の食料等を 3 日分備蓄					総務課 情報 G 水道課 下水道 Gr
資機材	仮設ポンプの備蓄	1 基備蓄済み					水道課 下水道 Gr
	自家発電機及び可搬型発電機等の配備	自家発電機 2 基、可搬型発電機 4 基配備済み					水道課 下水道 Gr
	固形塩素剤の貯蔵	常時 5 ヶ月分を貯蔵					水道課 下水道 Gr
設備	サーバーの停電対策	無停電装置設置済み					水道課 下水道 Gr
	共有パソコンの配備	配備済み					水道課 下水道 Gr
情報	復旧対応の記録	平成 30 年北海道胆振東部地震時の様式を使用					水道課 下水道 Gr

大項目	細目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
備蓄燃料	自家発及び可搬型発電機 用軽油の備蓄量（処理場）	72時間稼働可能な量を備蓄 済み （自家発及び可搬型発電機）					水道課 下水道 Gr
	民間企業等 との協定見直し	協定済み(※)					水道課 下水道 Gr
重要情報	下水道台帳の バックアップ	委託先にてバックアップ済 み					水道課 下水道 Gr
	下水道台帳の整備	整備済み					水道課 下水道 Gr
他部局と の連携	水道部局や道路部局との 連携強化	協力体制構築済み					水道課 下水道 Gr

4.2 実施時期の未定一覧

問題点の内容	現状レベル	当面の対策と効果	検討スケジュール	担当者
安否確認手段の強化	安否確認の連絡手段が携帯電話メールのため、安否状況の把握に時間を要する。	安否確認システムの導入により、迅速に安否状況の確認が行える。	全庁的な対応を検討。	水道課 下水道 Gr
部所内の家具の耐震固定	全般に未固定	高さ1.5m以上の什器を床や壁に固定	大地震時に什器の転倒を防ぐ	水道課 下水道 Gr
人材育成・確保	災害時は少人数での対応であり、復旧に時間を要する	研修の受講や、職場内研修等で人材育成を図る。		水道課 下水道 Gr
井戸水（又は再生水）の給水ラインを設置（処理場）	機械用水は上水道を使用。長期間の断水に対応不可。			水道課 下水道 Gr
他の地方公共団体との協定周知	支援要請する職員以外に協定内容が周知されていない	組織内への周知		水道課 下水道 Gr
OBからの協力確保	協力を求めている	災害時の協力要請		水道課 下水道 Gr

5 訓練・維持改善計画

5.1 訓練計画

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施 部署
参集訓練	・震度を想定した職員の非常参集	担当課全職員	毎年5月	庁舎	水道課
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話メールにより安否を連絡。 ・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめる。	担当課全職員	毎年5月	庁舎	
実地訓練	・仮設ポンプの運転確認。 ・汚水溢水を想定した箇所での仮設ポンプ等の運搬設置。	各担当班の 責任者及び 担当者	毎年9月	各現場	水道課
情報伝達訓練	・本庁(下水道対策本部)と処理場との情報伝達訓練。 ・他の地方公共団体との支援に関する情報伝達訓練。 ・水道部局や道路部局等の間連行政部局との情報伝達訓練。	各担当班の 責任者及び 担当者	毎年9月	庁舎	水道課

5.2 維持改善計画

5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

点検項目	点検時期
・ 人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更が無いか。	年2回 (4月、10月)
・ 関係先の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更が無いか。	年2回 (4月、10月)
・ 重要なデータや文書のバックアップを実施しているか。	年2回 (4月、10月)
・ 策定根拠となる計画書を変更した場合、計画書に関連する文書が全て最新版に更新されているか。	年2回 (4月、10月)

5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目

＜実施時期：毎年10月頃＞

点検項目	点検実施部署
・事前対策は、確実に実施されたか。また、過去1年間で実施した対策(下水道施設の耐震化等)を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか。	年1回 (10月)
・優先実施業務の追加や変更等で下水道BCPの変更が必要ないか検討したか。	
・訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか。また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか。	
・来年度予算で取り上げる対策を検討したか。また、実施未定の対策について、予算化を検討したか。	

5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
職員	下水道対策本部及び拠点の所在地、連絡手段一覧	職員、重要関係先に対して、一覧表を提出	毎年4月
北海道建設部 まちづくり局 都市環境課	同上	下水道計画係担当主任に対して、一覧表を提出	毎年4月
・水ingAM安平管理事務所 (早来・追分浄化センター) ・早来清掃(有) (安平浄化センター)	同上	業務責任者に対して、一覧表を提出	毎年4月

6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

6.1 地震規模等の設定と被害想定

6.1.1 地震規模の設定

安平町では、以下の地震が発生したことを想定して被害想定を行う。

※ 安平町地域防災計画 R2.12 一部修正 より

北海道は、地震国日本の中でも地震の多いことで知られているが、安平町での大きな地震としては、2013 年(平成 25 年)及び 2017 年(平成 29 年)に最大震度 5 弱、2018 年(平成 30 年)9 月に震度 6 強の地震(平成 30 年北海道胆振東部地震)、2019 年(平成 31 年)2 月に震度 5 強の地震が発生した。なお本計画では平成 30 年北海道胆振東部地震の際の被害や教訓を踏まえて作成するものとする。

安平町地域防災計画において、震度 5 弱以上の地震が発生した際は、ただちに、町災害対策本部を設置することとしている。

地震規模	震度 5 弱
------	--------

6.1.2 津波規模の設定

本町は、太平洋岸より内陸に位置しており、地域防災計画においても、地震被害の想定は成されているが、津波被害の想定は行われていない。よって、下水道 B C P において、津波に対する B C P は策定しないこととする。

6.1.3 下水道施設等の耐震化及び耐津波状況

(1) 既存施設（庁舎、管路、処理場、ポンプ場）

①庁舎（建物）の状況把握

建物の名称	安平町役場庁舎（現庁舎）
項目	結果
庁舎の建築時期	昭和32年
新耐震基準対応の有無	■対応済み □未対応
耐震診断の結果	■問題なし □問題あり □未実施/不明
耐震補強の有無	■耐震補強実施済み □実施したが完全ではない □未実施
耐震診断・工事等の当面の予定、 検討状況	■予定なし □耐震診断の予定あり（予定の内容： ） □耐震工事の予定あり（予定の内容：構造補強）
洪水ハザードマップによる危険の 有無（浸水予想区域内か否か）	■予想区域外 □予想区域内
津波ハザードマップによる危険の 有無	■予想区域外 □予想区域内

②下水道施設の耐震化状況の把握

a) 管渠

施 設 名	設計 年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG、－：対象外			○：津波影響なし ×：津波影響あり	備考
		土木（※）		建築		
		L1 地震動	L2 地震動	新耐震		
汚水管渠(早来)	H6～	○	○	－	○	H10以降 耐震検討を考慮
汚水管渠(安平)	H23～	○	○	－	○	当初より 耐震検討考慮済み
汚水管渠(追分)	H8～	○	○	－	○	H10以降 耐震検討を考慮

b) 処理場

施 設 名	設計 年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG、－：対象外			○：津波影響なし ×：津波影響あり	備考
		土木（※）		建築		
		L1 地震動	L2 地震動	新耐震		
早来浄化センター	H14	○	○	○	○	
安平浄化センター	H23	○	○	－	○	
追分浄化センター	H12	○	○	○	○	

(※)

レベル1 地震動

施設の供用期間内に1～2度発生する確率を有する地震動。

レベル2 地震動

陸地近傍に発生する大規模なプレート境界地震や直下型地震による地震動のように、
施設の供用期間内に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動。

(2) 設備、棚・ロッカー、機器等

場 所	設 備 名	対策の必要性、実施すべき内容	備考
早来浄化センター	書棚	固定済み	
〃	更衣室ロッカー	未固定	
追分浄化センター	書棚	固定済み	
〃	更衣室ロッカー	未固定	

6.1.4 重要情報の保管及びバックアップの現状

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
認可図書	キャビネット	水道課	紙	なし	—	—	—
施設平面図	キャビネット	水道課	紙	なし	—	—	—
下水道台帳	水道課専用 PC	水道課	電子	なし	—	—	—
受益者負担金情報	キャビネット	水道課	紙	あり	随時	電子化	PC
行政文書データ	キャビネット	水道課	電子	あり	—	—	—

< 処理場 >

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
施設平面図	事務室書棚	水道課	紙	なし	—	—	—
縦断面図	事務室書棚	水道課	紙	なし	—	—	—
原図	書庫	水道課	紙	なし	—	—	—

6.1.5 被害想定

項目			被害想定
庁舎	役場庁舎		現庁舎は、隣接した新築庁舎の新耐震基準に対応する補強工事を実施している。工事の実施により倒壊せず庁舎は利用可能。但し、庁舎内はガラスが飛散し、机上の書類は落下、パソコンは転倒する。
下水道施設	管路施設		平成 15 年度に管渠の耐震モデル診断を行っており、『管路施設は、耐震性能を有する構造』となっている。また、開削部埋戻し部の評価では、『液状化によるマンホールの浮き上がり及び開削埋戻し部の地盤沈下については一部を除き発生しない』と判定している。 管渠施設は、耐震性能を有しているが、ライフラインの停止(停電)が想定される。
	早来浄化センター		浄化センターは、平成 14 年にレベル 2 対応の実施設計を行っており、処理施設は、耐震性能を有している。但し、ライフラインの停止(停電、給水停止)や燃料等の必要物資の供給停止が想定される。
	安平浄化センター		浄化センターは、平成 23 年にレベル 2 対応の実施設計を行っており、処理施設は、耐震性能を有している。但し、ライフラインの停止(停電、給水停止)や燃料等の必要物資の供給停止が想定される。
	追分浄化センター		浄化センターは、平成 12 年にレベル 2 対応の実施設計を行っており、処理施設は、耐震性能を有している。但し、ライフラインの停止(停電、給水停止)や燃料等の必要物資の供給停止が想定される。
要員			家屋倒壊や本人・家族の負傷により、登庁出来ない職員が出る。職員の移動手段は徒歩により、参集可能な職員は、全体の 50%と予想される。参集者は徐々に増加し、2 時間後で 100%となる。
ライフライン・インフラ	電力		発災直後は断線などにより、電力供給が中断する可能性が高い。2～3 日間は、庁舎、処理場に電力供給されない可能性がある。
	水道		断水により 2 日間は、庁舎、処理場に水道供給されない可能性がある。水洗トイレなど 3 日間は利用出来ない。
	電話	固定電話	N T T回線は十分に冗長化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用出来ない可能性が高い。3 日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。
		携帯電話	固定電話と同様に通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。2 日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能とみられる。
	道路		発災直後は、道路の破損などが要因の車輛放置による交通渋滞が見込まれる。主要幹線道路の交通規制により一般車両は 1 週間程度、通行出来ない可能性がある。
	鉄道		発災当日はほぼ運休する。庁舎周辺の鉄道線路は 1 週間程度不通となる（甚大な被害があれば、1 ヶ月間は不通となる区間が発生する可能性もある）。区間や折り返し運転されるため、鉄道利用の職員に影響が出る。

6.2 優先実施業務の選定と対応の目標時間の決定

6.2.1 優先実施業務の候補の影響度整理表

(1) 優先実施業務の候補の影響度分析・整理表

No	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響	許容中断時間 (※1)	現状で可能な対応時間 (※2)	対応の目標時間 (※3)
1	下水道対策本部の立上げ	- 本庁舎の被害状況を確認。 - 下水道対策本部を立上げ、道庁に被害の第一報。	本部立上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱するおそれ。	0 時間～ 3 時間	0 時間～ 3 時間	直後
2	職員等の安否確認	職員等の参集状況及び安否確認。	参集状況、安否確認の遅れにより、人員配置ができず、発災後の対応に支障。	0 時間～ 3 時間	0 時間～ 3 時間	直後
3	処理場との連絡調整 (※1)	- 処理場の参集人員、被害の概要を把握。 - その後、参集状況や被害状況から人員、資機材等を配置。 - 必要に応じ、災害用トイレからのし尿受入れを要請。	本庁・処理場間の連絡調整が遅れることにより、処理場の機能回復に支障。	3 時間～ 6 時間	3 時間～ 6 時間	3 時間
4	関連行政部局及び民間企業等との連絡調整(※1)	- 管理施設が近接している関連行政部局(水道部局、道路部局等)との共同点検調査の実施を検討。 - 道庁(都市環境課)へ被害概況等を連絡。 - 緊急調査、応急復旧を行うにあたって、水道部局、道路部局等と協議。 - 汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。 - 災害用トイレに関する調整。	協力体制の確認の遅れや資機材等の調達の遅れにより、機能回復に支障。	6 時間～ 1 日	2 時間～ 1 日	4 時間
5	緊急点検	人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。	緊急点検の遅れにより、人的被害に伴う二次災害発生のおそれ。	6 時間～ 1 日	3 時間～ 2 日	1 日

No	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響	許容中断 時間 (※1)	現状で 可能な 対応時間 (※2)	対応の 目標時間 (※3)
6	支援要請	・都道府県や協定先自治体等に支援要請(人・物等)を行うとともに、受入場所(作業スペース・資機材等の保管場所等)を確保。	支援要請の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できないおそれ。	6 時間～ 3 日	4 時間～ 3 日	1 日
7	被害状況等の 情報収集と情報発信 (※1)	・他部局や住民等からの被害情報を収集整理。 ・その後、被害状況は災害対策本部を通じ、住民やマスコミ等に発信。	被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長。	6 時間～ 1 日	4 時間～ 1 日	5 時間
8	緊急調査	・重要な幹線等の目視調査を実施。	緊急調査の遅れにより汚水溢水の放置等、公衆衛生上の問題が発生。	6 時間～ 3 日	1 日～ 3 日	3 日
9	汚水溢水の解消	・汚水が溢水している場所に仮設ポンプ、仮設配管、汚泥吸引車等を設置。	汚水溢水の解消の遅れより、疫病発生 of 拡大が懸念。	0 時間～ 3 日	3 日～ 7 日	3 日
10	一次調査	・全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施。	応急復旧が遅れ、暫定機能確保に影響。	3 日～ 10 日	7 日～ 15 日	7 日
11	応急復旧	・被災した管路施設に対して、仮設ポンプの設置、汚水が溢水しそうな場所に仮設ポンプ・仮設配管等を設置。	汚水溢水による疫病発生 of 拡大が懸念。	3 日～ 14 日	16 日～ 20 日	14 日
12	浸水被害の防除	・降雨時に浸水被害が懸念される場所に排水ポンプ等を設置。	浸水被害により、住民の生命・財産に影響を与えるおそれ。	—	—	—

< 処理場 >

No	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響	許容中断時間 (※1)	現状で可能な対応時間 (※2)	対応の目標時間 (※3)
1	災害対応拠点の安全点検等	・災害対応拠点の被害状況を確認。 ・災害対策本部へ被害の第一報	初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱するおそれ。	0 時間～ 3 時間	0 時間～ 3 時間	直後
2	職員等の安否確認	・職員等の参集状況及び安否確認。	参集状況、安否確認の遅れにより、人員配置ができず、発災後の対応に支障。	0 時間～ 3 時間	0 時間～ 3 時間	直後
3	本庁との連絡調整 (※1)	・職員等の参集状況や把握可能な範囲での被害状況を本庁へ報告。 ・その後、調査復旧等に係る人員や資機材等を要請。 ・応急復旧の実施への判断。	本庁・処理場間の連絡調整が遅れることにより、処理場の機能回復に支障。	3 時間～ 6 時間	3 時間～ 6 時間	3 時間
4	民間企業との連絡調整(※1)	・維持管理業者との協力体制を確認。 ・その後、調査、緊急措置、応急復旧に備え、資機材等の調達。	協力体制の確認の遅れや資機材等の調達の遅れにより、復旧の迅速化に問題が発生。	6 時間～ 1 日	3 時間～ 6 時間	3 時間
5	緊急点検	・人的被害につながる二次災害の防止に伴うポンプ場及び処理場の点検を実施。	緊急点検の遅れにより、人的被害に伴う二次災害発生のおそれ。	3 時間～ 12 時間	6 時間～ 12 時間	6 時間
6	緊急調査	・重大な機能障害を与える可能性があるポンプ施設、処理場各施設の目視調査を実施。	緊急調査の遅れにより汚水溢水及び未処理下水の流出放置等、公衆衛生上の問題が発生。	6 時間～ 1 日	12 時間～ 1 日	12 時間
7	被害状況等の情報収集と情報発信(※1)	・緊急点検・調査結果から被害情報を収集整理し、本庁へ報告。	発信業務が遅れ、住民対応が十分にできず、行政への不信、不満が増長。	6 時間～ 1 日	1 日～ 3 日	1 日
8	二次災害の防止	・危険物(塩素ガス等)の漏洩に対し緊急措置を実施。	重大な二次災害が発生した場合、行政への不信、不満が増長。	0 時間～ 12 時間	2 日～ 5 日	12 時間
	汚水溢水の解消	・ポンプ場の被災が原因で、汚水が溢水している場合、場内にて仮設ポンプ・仮設配管等を設置。	汚水溢水による疫病発生の拡大が懸念される。行政への不信、不満が増長。	0 時間～ 3 日	3 日～ 7 日	3 日
	処理機能の回復	・塩素滅菌により消毒処理等、最低限の消毒機能等を確保。	未処理下水が流出した場合には、水域汚染が発生し、生態系へ影響。	0 時間～ 1 日	7 日～ 10 日	1 日

No	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響	許容中断時間 (※1)	現状で可能な対応時間 (※2)	対応の目標時間 (※3)
9	一次調査	・処理場の最小限の機能回復を目指すための情報を得るための調査を実施。	応急復旧が遅れ、暫定機能確保に影響。	3日～10日	10日～14日	10日
10	応急復旧	＜汚水ポンプ場＞ ・汚水ポンプ場の被災に伴い汚水が溢水しそうな場所に仮設ポンプ・仮設配管等を設置。	溢水による疫病発生の拡大が懸念される。行政への不信、不満が増長。	—	—	—
		＜雨水ポンプ場＞ ・雨水ポンプ場で応急復旧工事を実施。	降雨時に浸水リスクが著しく高まり、住民の生命・財産に影響を与えるおそれ。	—	—	—
		＜処理場＞ ・放流水域の水質保全に対応するため、段階的に処理機能を回復する応急復旧工事を実施。	未処理下水が流出した場合には、水域汚染が発生し、生態系へ影響。	3日～14日	14日～30日	14日
11	仮設トイレのし尿受入れ	・避難所に設置される仮設トイレからのし尿を処理場にて受入れ、処理。	仮設トイレのし尿を定期的に収集出来ない状況が続く場合、避難者への健康被害につながるおそれ。	12時間～3日	30日～	3日
12	未被災の処理場等の運転管理	・未被災の処理場やポンプ場では平時から継続している運転管理を実施。	平時から実施している処理機能の継続が十分に行えず、公衆衛生上の問題が発生するおそれ。	0時間～6時間	0時間～6時間	6時間

注：※1：許容中断時間は、優先実施業務を完了させるべき概ねの時間として記載します。

※2：現状で可能な対応時間は、現状（下水道BCP検討時点）において、優先実施業務を完了できる概ねの時間として記載します。

※3：対応の目標時間は、下水道BCP策定（更新）完了時点までに実行した事前対策を踏まえ、決定します。

※4：段階的に対応する業務である。各段階に応じ適宜選定します。

6.2.2 優先実施業務を実施・継続する方法の検討整理表

No	優先実施業務	対応の 目標時間	自前、他者への依頼 による実施の可否	実施方法
1	下水道対策本部の立上げ	直後	自前：可 他者：不可	対応場所：庁舎（水道課、下水道対策本部） 対応者：責任者（緊急参集者から任命） ただし、夜間休日は、初期参集者が立上げ準備を開始 対応方法：電源・通信の確認、北海道に被害の第一報
2	職員等の安否確認	直後	自前：可 他者：不可	対応場所：庁舎（水道課、下水道対策本部） 対応者：連絡班 対応方法：勤務時間中は電話。電話が不通ならば携帯メールで実施 夜間休日は、参集後に、携帯メールで実施
3	処理場との連絡調整	3 時間	自前：可 他者：不可	対応場所：庁舎（水道課、下水道対策本部） 対応者：連絡班 対応方法：処理場班に電話で被害状況、参集状況等を確認。電話が不通ならば 携帯メールで実施
4	関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	4 時間	自前：可 他者：不可	対応場所：庁舎（水道課、下水道対策本部） 対応者：連絡班 対応方法：電話又は携帯メールで実施
5	緊急点検	1 日	自前：可 他者：可	対応場所：河川軌道横断部、避難所下流管等 対応者：調査班 対応方法：職員、保有資機材で点検を実施するが、要員及び資機材が不足する 場合は、連絡班を通じて、水道グループに応援を依頼。
6	支援要請	1 日	自前：可 他者：不可	対応場所：庁舎（水道課、下水道対策本部） 対応者：下水道対策本部 対応方法：電話により北海道へ連絡。
7	被害状況等の情報収集と 情報発信	5 時間	自前：可 他者：不可	対応場所：庁舎（下水道対策本部） 対応者：情報発信班又は下水道対策本部で対応 対応方法：テレビ及びラジオにより情報を収集するとともに、町災害対策本部 を通じて関連部局からの伝達情報、町民からの通報等による情報を 情報班が整理。発信情報は下水道対策本部を経由し、極力書面で町 災害対策本部へ連絡。
8	緊急調査	3 日	自前：可 他者：可	対応場所：重要な幹線等（優先度が高い路線） 対応者：調査班 対応方法：職員、保有資機材で調査を実施するが、要員及び資機材が不足する

No	優先実施業務	対応の 目標時間	自前、他者への依頼 による実施の可否	実施方法
				場合は、連絡班を通じて建設課に応援及び資機材調達を依頼。
9	汚水溢水の解消	3 日	自前：可 他者：可	対応場所：汚水溢水箇所 対応者：復旧対応班 対応方法：職員及び保有資機材により現地で対応。要員及び資機材が不足する場合は、連絡班を通じて、安平建設協会に応援及び資機材調達を依頼。
10	一次調査	7 日	自前：可 他者：可	対応場所：区域全体（優先度が高い地区からの調査） 対応者：調査班 対応方法：支援部隊の職員とともに保有資機材・調達資機材で実施。
11	応急復旧	14 日	自前：可 他者：可	対応場所：被災箇所 対応者：復旧対応班 対応方法：支援部隊の職員等とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する。
12	浸水被害の防除	—	自前：可 他者：可	対応場所：被災箇所 対応者：復旧対応班 対応方法：支援部隊の職員等とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する。

6.3 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討整理表

No	優先実施業務	リソース	必要数量	現状で確保 できる数量	代替の可能性
1	下水道対策本部の立上げ	作業員	2 人	2 人	—
2	職員等の安否確認	作業員 連絡先リスト	1 人	1 人	
3	処理場との連絡調整	作業員	1 人	1 人	—
4	関連行政部局及び民間企業等との 連絡調整	作業員	1 人	1 人	—
5	緊急点検	作業員 一般平面図	6 人	4 人	人数不足の場合は、支援要請により対応
6	支援要請	作業員	1 人	1 人	—
7	被害状況等の情報収集と情報発信	作業員	1 人	1 人	—
8	緊急調査	作業員 下水道台帳	6 人	4 人	人数不足の場合は、支援要請により対応
9	汚水溢水の解消	作業員 防護柵 仮設ポンプ	2 人／班体制 2 班 (4 人) 24 台 6 台	2 人／班体制 2 班 (4 人) 20 台 4 台	人数不足の場合は、支援要請により対応 不足する場合は、協力業者に要請
10	一次調査	作業員 下水道台帳	4 人／班体制 2 班 (8 人) —	4 人／班体制 1 班 (4 人) —	人数不足の場合は、支援要請により対応
11	応急復旧	作業員 仮設ポンプ	2 人／班体制 2 班 (4 人) 14 台	2 人／班体制 2 班 (4 人) 4 台	人数不足の場合は、支援要請により対応 不足する場合は、協力業者に要請
12	浸水被害の防除	作業員 仮設ポンプ	— —	— —	人数不足の場合は、支援要請により対応 不足する場合は、協力業者に要請

巻末資料 1 処理場における非常時対応計画

地震対応計画

(1) 勤務時間内に想定地震が発生した場合（処理場編）

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置。 ・目視により火災発生や施設倒壊の危険がある場合、屋外に避難。 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者を事務室へ誘導。	2.5.1 避難誘導方法
直後	処理場職員の安否確認 ・責任者が処理場職員の安否を点呼等により確認。	2.5.3 職員リスト
直後	安否確認（不在職員等） ・外出、休暇等により処理場にいない職員は、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡。	2.5.2 安否確認方法
～1 時間	対応拠点（管理棟）の安全点検 ・外部状況（大規模クラック）等、管理棟の安全性を確認。	2.2.4 被害状況の把握（チェックリスト）
～1 時間	処理場災害対策室の立上げ ・処理場災害対策室の立上げ。	2.2 対応拠点と非常参集
～1 時間	データ類の保護 ・台帳類（設備台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を設計コンサルに依頼。	2.2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～1 時間	本部との連絡調整（発災直後） ・処理場の職員等の安否を報告するとともに、本部職員の安否確認、下水道対策本部の状況を確認。	
～1 時間	不在職員等の要員把握 ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認。	2.2.5 2.5.2 安否確認方法 2.2.5 2.5.3 職員リスト
～3 時間	本部との連絡調整（当日） ・処理場での調査人員が不足していれば、必要人員を要請。	
～3 時間	民間企業等との連絡確保 ・緊急措置や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2.2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6 時間	緊急点検 ・火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施。 火災のおそれがある施設：燃料貯蔵ホルダ 劇薬を扱う施設：塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験室 その他施設：流入出ゲートの稼動状況、電気設備（中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等）の稼動状況	・緊急点検・調査に関するマニュアル

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
～1 時間	緊急措置① ・ 緊急点検で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施。 ☐ 各機器の運転停止 ☐ 各弁の閉止	・ 緊急措置に関するマニュアル
～6 時間	本部との連絡調整（被害状況の報告等）（当日） ・ 緊急点検結果（被災状況）及び緊急措置①内容を本部へ報告。 ・ 平時の処理レベルを確保できない場合には、対応方法等を本部と協議。	
～1 日	本部への支援要請依頼（当日） ・ 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・ 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を本部に連絡。 ・ 受入場所（作業スペース・保管場所）を確保。	
12 時間 ～1 日	緊急調査 ・ 機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査の実施。 - 土木・建築：構造物のクラック発生箇所、EXP. J 部の異常の調査、水没の有無 - 機械設備：主ポンプ稼動状況、ブロワ稼動状況等の揚水機能、処理機能で重要な施設の調査 - 電気設備：中央監視設備、受変電設備、自家発電設備の稼動状況	・ 緊急点検・調査に関するマニュアル
3 時間 ～3 日	緊急措置② ・ 必要に応じて緊急措置を実施。 ☐ 安全柵等の設置 ☐ 重大な機能障害への対応 - 停電への対応、受変電設備の異常の対応等 ☐ 二次災害等の危険性への対応 ☐ 揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能の確保等	・ 緊急措置に関するマニュアル
～2 日	本部との連絡調整（被害状況の報告、支援要請）【2日目以降の業務に対する内容】 ・ 緊急点検により被災状況を本部へ報告。 ・ 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・ 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を本部に連絡。 ・ 受入場所（作業スペース・保管場所）を確保。 ・ し尿処理の受入れの有無を調整。	

地震対応計画

(2) 夜間・休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合（処理場編）

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	安否確認の連絡 ・速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡。	2 2.5 2.5.2 安否確認方法
直後	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の部員および代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集する。 ・その他職員は下水道対策本部からの指示を待つ。 ・参集に当っては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める。 ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認。 ・対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。	2 2.4 代替対応拠点の概要と参集者
～2 時間	対応拠点（管理棟）の安全点検 ・外部状況（大規模クラック）等、管理棟の安全性を確認。	2 2.4 被害状況の把握（チェックリスト）
～2 時間	処理場災害対策室の立上げ ・処理場災害対策室の立上げ。	2.2 対応拠点と非常参集
～2 時間	データ類の保護 ・台帳類（設備台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を設計コンサルに依頼。	2 2.7 災害発生直後の連絡
～4 時間	本部との連絡調整（発災直後） ・処理場の職員等の安否を報告するとともに、本部職員の安否確認、下水道対策本部の状況を確認。	
～4 時間	不在職員等の要員把握 ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認。	2 2.5 2.5.2 安否確認方法 2 2.5 2.5.3 職員リスト
～6 時間	本部との連絡調整（当日） ・処理場での調査人員が不足していれば、必要人員を要請。	
～6 時間	民間企業等との連絡確保 ・緊急措置や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6 時間	緊急点検 ・火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施。 火災のおそれがある施設：燃料貯蔵ホルダ 劇薬を扱う施設：塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験室 その他施設：流入出ゲートの稼動状況、電気設備（中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等）の稼動状況	・緊急点検・調査に関するマニュアル

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
～2 時間	緊急措置① 緊急点検で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施。 ☐ 各機器の運転停止 ☐ 各弁の閉止	・緊急措置に関するマニュアル
～6 時間	本部との連絡調整（被害状況の報告等）（当日） - 緊急点検結果（被災状況）及び緊急措置①内容を本部へ報告。 - 平時の処理レベルを確保できない場合には、対応方法等を本部と協議。	
～1 日	本部への支援要請依頼（当日） - 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 - 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を本部に連絡。 - 受入場所（作業スペース・保管場所）を確保。	
12 時間 ～1 日	緊急調査 - 機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査の実施。 - 土木・建築：構造物のクラック発生箇所、EXP. J 部の異常の調査、水没の有無 - 機械設備：主ポンプ稼動状況、ブロワ稼動状況等の揚水機能、処理機能で重要な施設の調査 - 電気設備：中央監視設備、受変電設備、自家発電設備の稼動状況	・緊急点検・調査に関するマニュアル
3 時間 ～1 日	緊急措置② 必要に応じて緊急措置を実施。 ☐ 安全柵等の設置 ☐ 重大な機能障害への対応 ☐ 停電への対応、受変電設備の異常の対応等 ☐ 二次災害等の危険性への対応 ☐ 揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能の確保等	・緊急措置に関するマニュアル
～2 日	本部との連絡調整（被害状況の報告、支援要請）【2 日目以降の業務に対する内容】 - 緊急点検により被災状況を本部へ報告。 - 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 - 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を本部に連絡。 - 受入場所（作業スペース・保管場所）を確保。 - し尿処理の受入れの有無を調整。	